

第4回レシートde商品券事業 区内共通商品券交換申請書

事務局使用欄 ※何も記載しないでください。

郵送受理日	
郵送管理番号	

- ◆ 裏面の申込規約を確認の上、この交換申請書と
㊤スタンプが押印されたレシート(または領収書)9枚を同封してください。

申請期限: 令和7年7月23日(水)消印有効

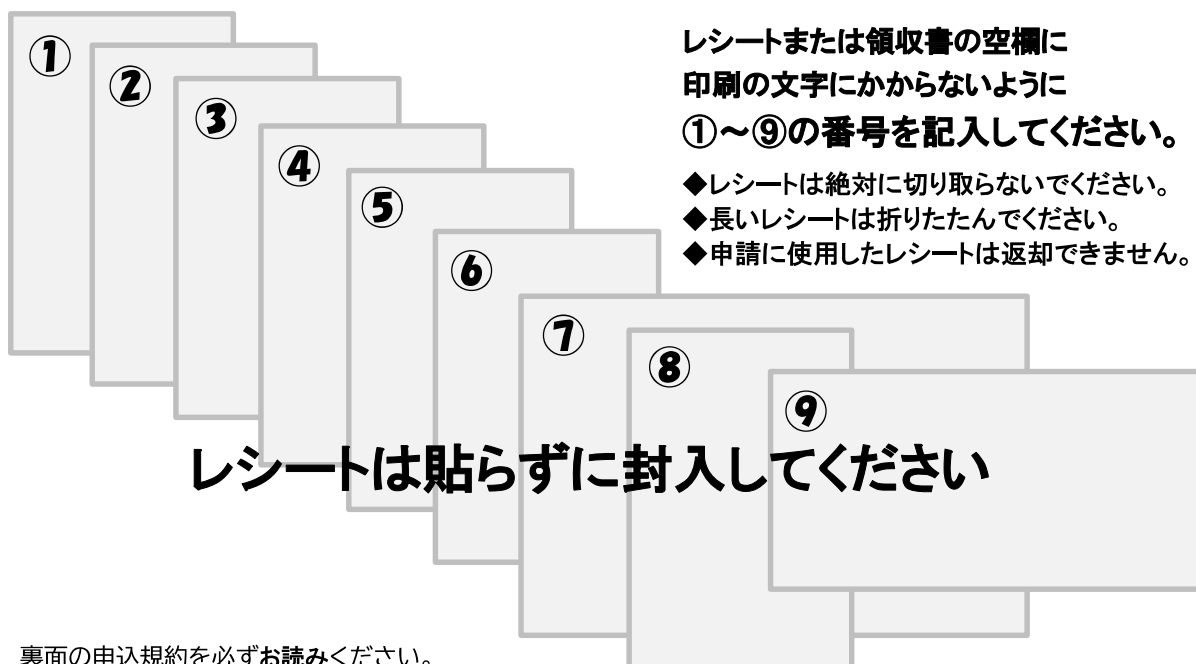
- ▼機械で読み取るため、はっきりと丁寧に記入ください。
▼ご記入いただいた住所へ商品券をお送りしますので、正しい情報をご記入ください。

	氏	名				
フリガナ			年代		0	歳代
	※年代は数字でご記載ください。(例:30歳代など)					
氏名			電話番号(※ハイフン、()なしでご記入ください。)			
住所	〒			ー		

☐に
チェックしてから
専用封筒に
同封してください

- ☐ レシートまたは領収書が9枚ある
☐ すべてのレシートに㊤スタンプが押印されている
☐ 2店舗以上のレシートである
☐ 自身で買い物をしたレシートのみである
☐ スタンプの押印対象外(たばこ等)商品を除き1会計900円以上(税込)である

対象のレシート(または領収書)を、この申請書と一緒に封筒に入れてください。



裏面の申込規約を必ずお読みください。

申込規約

1 申請に際して

- (1) 申請は1人1回までです。2回目以降の申請は無効となります。
- (2) 以下に該当する行為は禁止です。
 - 複数枚のレシート等を合算して、900円(税込)以上のレシート等と交換すること
 - 1回の会計を分割し、900円(税込)以上のレシート等を複数枚入手すること
 - 本人以外が支払いした又は不正に入手したレシート等を利用して申請すること
 - 登録店の店主等が自らの店舗で発行したレシート等を利用して申請すること
- (3) 以下に該当する不備が認められた場合、申請は無効となります。
 - スタンプが押印されたレシート等が9枚に満たない申請
 - 9枚すべて同一店舗のレシート等による申請
 - スタンプの押印対象とならない以下の商品の購入等にかかるレシート等による申請

*有価証券、商品券、ピール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いもの
*資産形成に資する自動車や不動産の支払い
*通信販売、訪問販売その他の区内の登録店の実店舗以外での商品・サービス等の購入、コンビニエンスストア等での収納代行(公共料金・携帯電話料金・保険料等の支払い、航空券や新幹線等のチケット購入、宅配便配送料等)
*たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第2条第3号に規定される製造たばこ
*保険調剤や保険診療
*登録店以外で購入した商品
*購入額が1会計当たり900円(税込)に満たないもの及び本事業実施期間外の購入に関するもの
*風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業への支払い
*公序良俗に反するもの
*電子マネーへのチャージ
*その他、足立区長が不適当と認めるもの

- 店名、日付及び金額が記載されていない又は切り取りによる欠損若しくは汚損等によりこれらの事項を判読できないレシート等による申請 ※いずれかでも記載がない場合は無効
 - 但し書きが空欄の領収書による申請
 - 転売等不正に入手したレシート等による申請および虚偽の申請
 - 原本以外(コピーや写真等)のレシート等による申請
- (4) 本事業の実施期間(スタンプの押印期間)は令和7年5月27日から7月16日まで、区内共通商品券の交換申請の受付期限は令和7年7月23日まで(消印有効)です。ただし予算額に到達した場合その他の理由により、本事業の実施期間中でも本事業を終了する場合があります。また、申請期間外の申請はいかなる理由でも無効となります。
 - (5) 送付いただいたレシート等は、いかなる理由でも返却できません。申請者においてレシート等の原本が必要な場合は、当該レシート等を区内共通商品券の交換申請に使用しないでください。
 - (6) 申請内容について、事務局から申請者に対し確認等のために連絡したり現地調査等の必要な調査を行う場合があります。
 - (7) レシート等へのスタンプの押印を含む登録店とのトラブル等について、事務局および足立区は一切の責任を負いません。

2 区内共通商品券の発送等について

- (1) 申請書その他の提出書類を審査後、区内共通商品券の交換要件を満たすと認められたときは、事務局に申請書到着後概ね1ヶ月半程度で、事務局から区内共通商品券を申請書記載の住所宛てに発送します(簡易書留)。ただし、申請件数等の状況により、審査に時間を要する場合がありますのでご了承ください。審査結果の通知は商品券の発送をもって代えさせていただきます。審査の結果、交換要件を満たさないと認められた場合、その旨の通知は行いませんのでご了承ください。
- (2) 発送先は日本国内に限ります。
- (3) 保管期限切れや住所不明等の理由により、区内共通商品券の発送に係る簡易書留郵便が事務局に返還された場合には、申請を無効とし、再送は行いません。

3 その他

- (1) 審査に関するお問い合わせは、いかなる内容であっても応じられません。
- (2) レシートやスタンプの偽造、不正に入手したレシート等と疑われる場合は、申請を無効とし、商品券を発送しない場合や、発送済であっても返還を求める場合があります。
- (3) 申請書の記載内容やレシートの不備等により、事務局から申請書等の返戻があった場合、事務局が定める期限を過ぎての再申請はできません。この場合、申請は無効となります。
- (4) 申請者から事務局へ発送する申請書等や事務局から申請者へ発送する区内共通商品券の郵送事故等による不到達・遅延については、事務局および足立区はその責任を負いません。
- (5) 申請書に記載された個人情報は、商品券の申請、申請書の審査、商品券の発送等の「第四回レシートde商品券事業」以外の目的には使用しません。記載いただいた情報は足立区個人情報保護条例その他の関係法令に従い適正に管理します。

お問い合わせ

第4回レシートde商品券事業コールセンター
050-1731-7073(土日祝含む 10時~19時)

